



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (25)

目 次

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2 - 1 (人事委員会の議事)の一部を改正する規則..... 1
 山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....同
 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則..... 4
 山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則..... 8
 山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則..... 9
 山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2 - 1 (人事委員会の議事)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

第1条中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

第3条中第17号を第18号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 職員の苦情の処理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会
委員長 古 澤 茂 堂

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項中

次	長
参	事
危機管理室長	
危機管理員	
総合政策室長	

を

次	長
参	事
改革推進監	
危機管理室長	
危機管理員	
総合政策室長	
女性青少年政策室長	

に改め、同項職級3の欄中

「室	長
（危機管理室長及び総	
合政策室長を除く。）	

を

「室	長
（危機管理室長、総合政	
策室長及び女性青少年	
政策室長を除く。）	

に改め、同項職級4の欄中

「主任専門技術員	
主任林業専門技術員	

を削り、同項職級5の欄中

「専門技術員	
（業務名を冠する主査	
を兼務しているもの	
に限る。）	
林業専門技術員	
（業務名を冠する主査	
を兼務しているもの	
に限る。）	

を削り、同項職級6の欄中

「専門技術員	
（業務名を冠す	
る主査を兼務	
しているもの	
を除く。）	
林業専門技術員	
（業務名を冠す	
る主査を兼務	
しているもの	
を除く。）	

を削る。

行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「職員研修所長」を「職員研修所長 環境科学研究センター 一所长」に改め、同項職級3の欄中

「産業技術短期大学校	
副校長	
農業研究研修センター	
一副総長	

を「産業技術短期大学校 副校長」に改め、同項職級3の欄中

「農業試験場副場長	
園芸試験場副場長	
農業研究研修センターの部	
長及び室長	
農業大学校副校長」	

「農業総合研究センターの副所長及び副場長 農業大学校副校長、事務局 長及び室長」に「西村山農業普及課長」を「西村山農業技術普及課長」に「北村山農業普及課長」

を「北村山農業技術普及課長」に「西置賜農業普及課長」を「西置賜農業技術普及課長」に「酒田農業普及課長」を「酒田農業技術普及課長」に改め、同項職級4の欄中「西村山農業普及課長」を「西村山農業技術普及課長」に「北村山農業普及課長」を「北村山農業技術普及課長」に「西置賜農業普及課長」を「西置賜農業技術普及課長」に「酒田農業普及課長」を「酒田農業技術普及課長」に「主任専門技術員 主任林業専門技術員」を「森林研究研修センター 一の部長」に改

「主任専門講師	
専門技術員	
（業務名を冠する主査	
を兼務しているもの	
に限る。）	

「主任専門普及指導員
を主任専門林業普及指導員に改め、同項職級6の欄中
林業専門技術員
〔業務名を冠する主査
を兼務しているもの
に限る。〕
主任専門改良普及員
主任専門林業改良指
導員」

「林業専門技術員
〔業務名を冠する主査
を兼務しているもの
を除く。〕
主任専門改良普及員を主任専門防除員に改める。
主任専門林業改良指導員
主任専門防除員
水産業専門改良普及
員」

行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の海区漁業調整委員会事務局の項職級6の欄中「主査」を「主任主査」に改める。

「課長補佐
企業局職員の職の企業管理者の本局の項職級4の欄中 技術補佐 を「課長補佐」に改める。
主幹補佐」

企業局職員の職の企業管理者の事業所の項職級3の欄中「庄内地区水道事務所副所長」を削り、同項職級4の欄
「副所長
中 〔庄内地区水道事
務所副所長を除
く。〕 を「副所長」に改める。

研究職給料表適用職の知事の出先機関の項中

環境科学研究センター所長	場 長	部 長
農業試験場長	〔農業試験場長及び園芸試験場 長を除く。〕	〔農業研究研修センターの部長 を除く。〕
園芸試験場長	支 場 長	専 門 員 長
	主 幹 副 場 長	副 場 長
	衛生研究所副所長	〔農業試験場及び園芸試験場の 副場長を除く。〕
	産業創造支援センター副所長	副 支 場 長
	工業技術センターの副所長及び室 長	室 長
	農業試験場の副場長	〔工業技術センターの室長を除 く。〕
	園芸試験場の副場長	
	農業研究研修センターの部長	副 部 長
	森林研究研修センター所長	科 長
	総合支庁の産地研究課長	産業創造支援センターの課長

農業総合研究センター所長	場 長	部 長
	支 場 長	〔工業技術センター（試験場を 除く。）及び農業総合研究セ ンターの部長を除く。〕
	主 幹 副 所 長	
	環境科学研究センター副所長	
	衛生研究所副所長	専 門 員

	産業創造支援センター副所長 工業技術センター(試験場を除く。)の副所長、室長及び部長 農業総合研究センターの副所長、副場長及び部長 森林研究研修センター所長 総合支庁の農業技術普及課産地研究室長	副 場 長 (農業総合研究センターの副場長を除く。) 副 支 場 長 副 部 長 長 科 長 産業創造支援センターの課長	に
--	---	---	---

改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の知事の出先機関の項職級3の欄中「保健所の専門員及び技術主査」を「保健所の専門員及び業務名を冠する主査」に「衛生研究所の専門員及び専門研究員」を「衛生研究所の部長及び専門研究員」に「総合支庁の専門員及び技術主査」を「総合支庁の専門員及び業務名を冠する主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

「農業試験場

砂丘地農業試験場

第4条中 園芸試験場

養豚試験場

農業研究研修センター」

を「農業総合研究センター」に、「産地研究課」を「農業技術普及課産地研

究室」に改め、「農業試験場については専門技術員、森林研究研修センターについては林業専門技術員、水産試験場については水産業専門技術員」を削る。

第43条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第44条第3号中「又は第4号」を削る。

第73条第1項第1号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第12章の章名中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第100条の2第3項中「同条第1項」を「同条第2項」に改める。

第100条の2第7項及び第8項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改める。

第104条を次のように改める。

(農林漁業普及指導手当)

第104条 農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員は、人事委員会が別に定める職員で、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に該当するものとする。

(1) 次号に掲げる職員以外のもの 月の初日から末日までの間において、休日等又は勤務を要しない日に該当しない日(以下この項において「勤務を要する日」という。)のうち、条例第13条の9第1項各号のいずれかに掲げる事務に従事している日、条例第25条第1項に該当する日及び公務上の負傷疾病等(外国派遣先の業務上の負傷疾病等、派遣先団体の業務上の負傷疾病等又は特定法人の業務上の負傷疾病等を含む。以下この項において同じ。)により条例第14条第1項の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるもの

(2) 再任用短時間勤務職員 月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における正規の勤務時間のうち、条例第13条の9第1項各号のいずれかに掲げる事務に従事している時間、条例第25条第1項に該当する時間及び公務上の負傷疾病等により条例第14条第1項の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた時間の合計が、その月の勤務を要する日における正規の勤務時間の合計の2分の1以上となるもの

2 農林漁業普及指導手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

別表第1のイの表10級の項標準的な職務の欄第1項中「危機管理室長又は総合政策室長」を「改革推進監、危機

管理室長、総合政策室長又は女性青少年政策室長」に改める。

別表第10中

「		危機管理室長 総合政策室長		を
」				
「		改革推進監 危機管理室長 総合政策室長 女性青少年政策室長		に、
」				
「		部 長 参 事		を
」				
「		部 長		に、
」				
「		産業経済総務課長		を
」				
「		産業企画課長		に、
」				
「		室長(出納、生活衛生及び産業企画の各室長に限る。)		を
」				
「		室長(出納、生活衛生及び産地研究の各室長に限る。)		に、
」				
「	環境科学研究センター	所 長	1 種	を
		副 所 長	3 種	
		主 幹	4 種	
」				
「	環境科学研究センター	所 長	1 種	に、
		副 所 長 主 幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
」				

朝日学園	園長	4種	を
	主幹	4種	
	副所長		を
	場長		
	副所長		に、
	場長		
	部長(人事委員会の定める職を除く。)		
水産試験場	場長	3種	を
	主幹	4種	
水産試験場	場長	3種	に、
農業試験場	場長	1種	を
	副場長	3種	
	支場長 主幹	4種	
砂丘地農業試験場	場長 主幹	4種	
園芸試験場	場長	1種	を
	副場長 主幹	4種 (副場長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
養豚試験場	場長 主幹	4種	
農業研究研修センター	副総長	1種	
	部長 室長 主幹	4種	

農業総合研究センター	所 長	1 種	に、
	副 所 長 場 長	3 種	
	副 場 長 支 場 長 部 長 主 幹	4 種 (副場長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
農 業 大 学 校	校 長	1 種	を
	事務局長	3 種	
	副 校 長 室 長	4 種	
山形空港事務所	所 長	1 種	に、
	副 所 長	3 種	
	主 幹	4 種	
山形空港事務所	所 長	1 種	を
	副 所 長 主 幹	4 種	
	高速交通機動隊長		に、
	交通機動隊長 高速道路交通警察隊長		を
	指導主幹 保健主幹		に、
	地域教育主幹 保健・食育主幹		を
	副 所 長	4 種	

	副 所 長	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)	に、
	副 館 長 主 幹	4 種	を
	副 館 長	3 種	に、
	主 幹	4 種	
体 育 館	館 長 主 幹	4 種	を
体 育 館	館 長	4 種	に改める。

別表第15のイの表中

同 鶴子中学校 大石田町立次年子小学校			を
同 鶴子中学校			に、
同 中津川中学校 朝日村立大網小学校田麦俣分校			を
同 中津川中学校			に改める。

別記様式第3号の注書第1項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第12条第6項を次のように改める。

6 病虫害防除所に勤務する職員の特殊勤務手当は、第3条の規定による当該特殊勤務手当の支給対象職員が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に該当する場合に支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外のもの 月の初日から末日までの間において、休日等又は勤務を要しない日に該当しない日(以下この項において「勤務を要する日」という。)のうち、第3条に規定する事務に従事している日、

給与条例第25条第1項に該当する日及び公務上の負傷疾病等により給与条例第14条第1項の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となる場合
 (2) 再任用短時間勤務職員 月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における正規の勤務時間のうち、第3条に規定する事務に従事している時間、給与条例第25条第1項に該当する時間及び公務上の負傷疾病等により給与条例第14条第1項の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた時間の合計が、その月の勤務を要する日における正規の勤務時間の合計の2分の1以上となる場合
 第13条第3項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

第1条中「第8条第1項第7号」を「第8条第1項第8号」に改める。

第6条第5項第3号及び第8条第1項第6号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

別紙様式(1)中 「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に、

寒冷地手当	
級 地	世帯主
区 分	区 分

を

寒冷地手当	
世帯主区分	

に

改める。

別紙様式(2)中 「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14 - 3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県人事委員会

委員長 古 澤 茂 堂

別表知事部局本庁の項職の欄中「次長」を「次長、改革推進監」に、「担当するものに限る。）、行革推進専門員、調整主査（新行財政システム推進課に置くもので行財政改革に関する事務を担当するものに限る。）」を「担当するもの及び改革推進課に置くもので第三者評価に関する事務を担当するものに限る。）、秘書室長補佐」に改め、「主査（人事課に置くもので人事、組織又は給与に関する事務を担当するものに限る。）」を削り、同表知事部局の項中

「	農業試験場	場長、副場長、支場長、総務課長（支場に置くものを除く。）	を
	砂丘地農業試験場	場長	
	園芸試験場	場長、副場長、総務課長	
	農業研究研修センター	副総長、部長（教育研修部長を除く。）	
	農業大学校	校長	

病虫害防除所	所長
養豚試験場	場長

農業総合研究センター	所長、副所長、場長、副場長、支場長、総務課長(支場に置くものを除く。)
農業大学校	校長、事務局長
病虫害防除所	所長

に

改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「主任管理主事、総務主査(総務課に置くものに限る。)」を「総務専門員(総務課に置くものに限る。)主任管理主事」に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「企画審査専門員」を削り、同表監査委員事務局の項職の欄中「課長補佐」を「課長補佐(総務を担当するものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。